

「労災補償業務に関する各種債権の納入督促及び債権回収等業務  
民間競争入札実施要項（案）」に関する御意見の募集について

令和4年10月5日  
厚生労働省労働基準局  
補 償 課

厚生労働省では、公共サービス改革基本方針（令和4年7月5日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された「労災補償業務に関する各種債権の納入督促及び債権回収等業務」について、令和5年度事業の調達より、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。）第2条第7項に規定する民間競争入札を実施することとしています。

このたび、公共サービス改革基本方針に即して、公共サービス改革法第14条に基づき「労災補償業務に関する各種債権の納入督促及び債権回収等業務民間競争入札実施要項（案）」（以下「実施要項案」という。）を定めるに当たり、実施要項案を公表して、広く国民の皆様からの御意見を募集し、その御意見を十分に考慮した上で、官民競争入札等監理委員会の審議を経ることと致しました。

つきましては、下記により、実施要項案に対する御意見をお寄せ願います。

なお、頂いた御意見は、官民競争入札等監理委員会での審議資料等として公表させていただく場合があります。

また、御意見に対して個別に回答することは予定しておりませんので、その旨御了承願います。

※ 公共サービス改革法、その他実施要項策定に係る諸情報につきましては、  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/gyoukan/kanri/koukyo\\_service\\_kai\\_kaku/hourei.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/koukyo_service_kai_kaku/hourei.html) を御参照ください。

記

- 1 意見募集期間  
令和4年10月5日（水）から令和4年10月19日（水）まで（必着）
- 2 意見募集対象  
労災補償業務に関する各種債権の納入督促及び債権回収等業務民間競争入札実施要項（案）

### 3 意見提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

#### (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

#### (2) 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生労働省労働基準局補償課通勤災害係 宛て

### 4 意見提出上の注意事項

電話による御意見はお受けできかねますので、御了承ください。また、御意見は日本語で提出してください。

御意見を提出いただく際は、氏名及び住所（法人の場合は法人名及び所在地）並びに連絡先（電話番号又はメールアドレス）を明記してください。御記入いただいた個人情報は、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出いただいた御意見については、氏名及び住所（法人名及び所在地）並びに連絡先（電話番号又はメールアドレス）を除き、公表させていただきます。また、頂いた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、予め御了承ください。